

預金保険機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に準拠し、役員給与規程の改定を行い、当該規程に基づいて役員報酬を支給することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年4月から「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて9.77%の給与削減を実施した。

理事

同上

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

平成24年4月から「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて9.77%の給与削減を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,289	千円 12,224	千円 4,864	千円 2,200 (地域手当)			※
A理事	千円 14,436	千円 8,906	千円 3,866	千円 1,603 (地域手当) 60 (通勤手当)		2月28日	◇
B理事	千円 14,511	千円 9,073	千円 3,610	千円 1,633 (地域手当) 194 (通勤手当)			*
C理事	千円 14,428	千円 9,073	千円 3,613	千円 1,633 (地域手当) 108 (通勤手当)			
D理事	千円 14,443	千円 9,073	千円 3,676	千円 1,633 (地域手当) 60 (通勤手当)			
E理事	千円 992	千円 756	千円 0	千円 136 (地域手当) 100 (通勤手当)	3月1日		*
監事 (非常勤)	千円 1,667	千円 1,667	千円 0	千円 0		3月31日	

注1:「平成24年度年間報酬等の総額」欄と各内訳の合計の不一致は、端数処理によるものである。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」の「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者、「*」は退職公務員であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

預金保険機構職員給与規程は職員の俸給について、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に職務の内容と責任に応じて決定している。また人件費管理については、認可された予算の範囲内で適正に管理している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構の職員は、国等からの出向者が多く、それぞれの出向元での給与を基準として、機構に採用する際の給与を決定している。
なお、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改定に準拠し、職員給与規程の改定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び賞与のうち勤勉手当の額に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績が優秀な者に対して、予算の範囲内で、増額支給を行っている
俸給月額	勤務成績に応じて、昇給させる場合の号俸数及び昇格を決定している

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、以下の措置を実施した。

(職員について)

- ・実施期間 :平成24年6月～平成26年3月
- ・措置の内容 :俸給は級号俸に応じて4.77%～9.77%の減額
賞与は9.77%の減額

(役員について)

- ・実施期間 :平成24年4月～平成26年3月
- ・措置の内容 :俸給は9.77%の減額を実施
賞与は9.77%の減額を実施

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

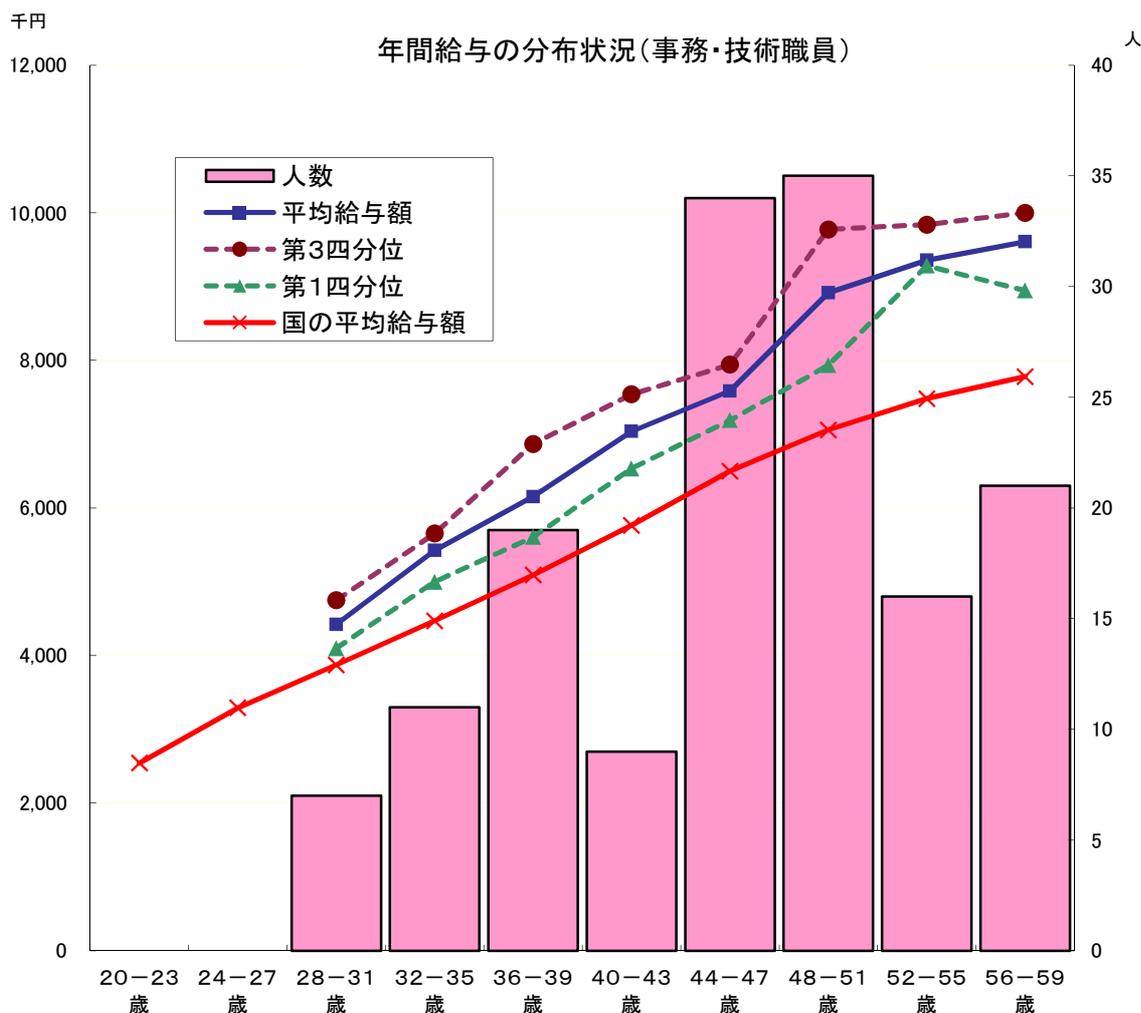
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	168人	46.9歳	7,928	5,962	166	1,966
事務・技術	151人	46.8歳	8,027	5,983	179	2,044
指定職	7人	44.1歳	11,390	8,309	112	3,081
民間出向職員	10人	49.1歳	4,000	4,000	0	0
嘱託職員	該当なし					
在外職員	該当なし					
任期付職員	4人	34.0歳	7,842	5,570	88	2,272
事務・技術	該当なし					
指定職	3人	33.5歳	8,006	5,616	59	2,390
民間出向職員	該当なし					
嘱託職員	1人					
再任用職員	17人	62.6歳	7,130	5,324	202	1,806
事務・技術	14人	62.4歳	7,243	5,420	202	1,823
指定職	該当なし					
民間出向職員	該当なし					
嘱託職員	3人	63.5歳	6,602	4,877	197	1,725
非常勤職員						
事務・技術	該当なし					
指定職	該当なし					
民間出向職員	該当なし					
嘱託職員	該当なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:研究職、医療職、教育職に該当者がいないため、記載を省略した。

注3:任期付職員の嘱託職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)
 [在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 任期付職員1名を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長・同相当職	3	56.5	—	—	11,507	—	—
次長・同相当職	15	55.9	9,903	10,116	10,116	10,302	10,302
課長・同相当職	37	52.1	8,953	9,357	9,357	9,774	9,774
課長補佐・同相当職	41	48.3	7,429	7,789	7,789	7,961	7,961
係長・同相当職	52	39.9	5,335	6,217	6,217	7,005	7,005
係員	4	30.0	—	—	4,278	—	—

注: 「部長・同相当職」及び「係員」については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

年俸制等以外

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	審議役又は次長	審議役、次長又は課長	課長又は上席調査役	上席調査役又は調査役
人員(割合)	151人	0人 (%)	5人 (3.3%)	12人 (7.9%)	40人 (26.5%)	45人 (29.8%)
年齢(最高～最低)		～	59～49歳	59～49歳	59～44歳	58～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	8,529～7,882千円	7,790～7,032千円	7,709～5,625千円	6,390～5,207千円
年間給与額(最高～最低)		～	11,851～10,905千円	10,659～9,687千円	10,322～7,673千円	8,761～7,006千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		調査役	調査役	調査役	課員	課員
人員(割合)		14人 (9.3%)	16人 (10.6%)	15人 (9.9%)	4人 (2.6%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		53～41歳	42～34歳	39～30歳	31～28歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		5,757～4,204千円	5,247～3,652千円	4,307～3,245千円	3,555～2,943千円	～
年間給与額(最高～最低)		7,540～5,680千円	7,005～4,905千円	5,653～4,305千円	4,614～3,863千円	～

任期付

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	審議役又は次長	審議役、次長又は課長	課長又は上席調査役	上席調査役又は調査役
人員(割合)	1人	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)	1人 (100%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～	～

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		調査役	調査役	調査役	課員	課員
人員(割合)		0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～	～

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 52.3	% 55.4	% 54.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.7	% 44.6	% 46.0
	最高～最低	53.7～34.4	48.9～33.2	50.7～37.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.5	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.5	% 34.8
	最高～最低	46.8～33.1	42.1～30.0	44.3～31.6

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

122.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の151人及び任期付職員欄の嘱託職員1人 計152人
152人の平均年齢46.8歳、平均年間給与額8,023千円

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 122.2	
	参考	地域勘案 107.0 学歴勘案 118.2 地域・学歴勘案 103.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1. 当機構の勤務地は東京及び大阪のみであり、全職員に対して東京18.0%、大阪15.0%と高い支給割合の地域手当を支給しているため。 2. 金融機関の破綻処理等の業務の特殊性から、金融の実務経験者、金融システム精通者などの高度の専門性を備えた者を採用しているため。 3. 高度の専門性を備えた管理職経験者を管理職として採用・登用しているため。 【主務大臣の検証結果】 預金保険機構の給与水準が国家公務員の給与水準に比べ高くなっているのは、金融機関の破綻処理等の業務の特殊性から、金融の実務経験者、金融機関のシステム精通者などの高度の専門性を備えた者を採用していることが要因となっていると考えられる。そうした中で、預金保険機構においては、人事院勧告に準じた給与改定を行う等給与水準の適正化に努めている。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0.01% (国からの財政支出額 3,000,300千円、支出予算の総額 29,256,528,800千円:平成24年度予算)	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算(一般勘定))	
講ずる措置	平成25年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案:122.2程度、年齢・地域・学歴勘案103.7程度 目標水準:103.7程度(年齢・地域・学歴勘案)、目標期限:25年度 勤務地(東京及び大阪のみ)の特殊性による給与水準の格差は、今後も解消は困難である。また、業務の特殊性から金融の実務経験者や高度の専門性を備えた者を採用しており、給与水準差の解消については、人材確保の観点からも困難であるが、引き続き、国の制度改正を踏まえ、給与水準の適正化に努め、年齢・地域・学歴勘案による指数が、平成24年度の水準と概ね同水準となることを目指す。	

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,646,576	千円 3,016,391	千円 ▲ 369,815	(%) (▲12.2)
退職手当支給額 (B)	千円 44,045	千円 34,729	千円 9,316	(%) (26.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 63,581	千円 91,160	千円 ▲ 27,579	(%) (▲30.2)
福利厚生費 (D)	千円 346,949	千円 366,539	千円 ▲ 19,590	(%) (▲5.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,101,152	千円 3,508,820	千円 ▲ 407,668	(%) (▲11.6)

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の増減要因

①給与、報酬等支給総額

前年度比▲369,815千円(▲12.2%)については、日本振興銀行の破綻処理業務の縮小による減少のほか、給与減額支給措置による減少(▲191,635千円)が主な要因である。

②最広義人件費

前年度比▲407,668千円(▲11.6%)については、上記の要因のほか、給与支給額の減少に伴う法定福利厚生費の減少を要因とした福利厚生費の減少(▲19,590千円)、派遣職員の削減による非常勤役職員等給与の減少(▲27,579千円)が主な要因である。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①人件費削減の取組に関する事項

平成18年度以降の5年間において、人員について5.1%の削減を行う。

②人件費削減の取組状況

平成18年度以降の5年間において、6.9%の人員を削減し、削減目標を達成した。

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
人員数 (人)	391	378	368	365	366	364	371	371
人員純減率 (%)		▲ 3.3	▲ 5.9	▲ 6.6	▲ 6.4	▲ 6.9	▲ 5.1	▲ 5.1

【主務大臣の検証結果】

平成18年度以降の5年間において5.1%の人員削減を行うとの目標に対し、平成22年度までに6.9%の人員を削減し、削減目標を達成した。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、7月1日から以下の措置を講ずることとした。

(役員退職手当について)

上記の閣議決定を踏まえて、国家公務員と同様の段階的な調整率を適用し引き下げを実施する。

(職員退職手当について)

上記の閣議決定を踏まえて、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ後の支給率と当機構の支給率を比較したところ、未だ当機構の支給率が低い水準にあるため特段の措置は講じていない。